

平成30年4月13日  
独立行政法人農畜産業振興機構

養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における平成30年度の事業対象頭数に係る理事長が別に定める係数について

養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）第4の2の（2）のイに基づく平成30年度の事業対象頭数に係る理事長が定める係数を100分の100と定めたので公表します。

連絡先

畜産経営対策部養豚経営課

電話番号：03-3583-1150